三　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するものに限る。） ［四　略］	三　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するものに限る。） ［四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第十条　有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ ［一～十三　略］ 十四　「ＩＰ放送方式」とは、有線テレビジョン放送等であってインターネットプロトコルを使用して伝送される放送（以下「ＩＰ放送」という。）を第二十一条のＩＰアドレス（受信設備を識別するために用いる番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）により第二十三条から第二十六条までに規定する条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。	（定義） **第二条**　［同上］ ［一～十三　同上］ 十四　「ＩＰ放送方式」とは、有線テレビジョン放送等であってインターネットプロトコルを使用して伝送される放送（以下「ＩＰ放送」という。）を第二十一条のＩＰアドレス（受信設備を識別するために用いる電気通信番号をいう。以下同じ。）により第二十三条から第二十六条までに規定する条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第十一条　第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　法第三十四条第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 ［一・二　略］ 三　番号ポータビリティ転送機能　番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能 四　ショートメッセージ伝送交換機能　特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換を行う機能 ［2　略］	**第四条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　番号ポータビリティ転送機能　番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表二の項に規定するものをいう。）により、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能 四　ショートメッセージ伝送交換機能　特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能 ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

第一条　この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条　この省令による改正後の電気通信事業報告規則第八条の規定は、報告期限が令和二年四月一日（様式第二十八第三表については、令和三年四月一日）以後である報告から適用し、同日前の報告については、なお従前の例による。